

佐賀県警察に対する特別監察の実施状況について（概要）

捜査への影響の確認結果

佐賀県警察が不適切と判断した対象職員によるDNA型鑑定130件のうち、捜査中の事件に関する鑑定25件及び時効が成立している事件に関する鑑定9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか、「対象職員によるDNA型鑑定の実施状況」の確認結果等を踏まえて確認した結果は下記のとおり。

(1) 捜査中の事件に関する鑑定（25件）

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が鑑定資料の検査を行っていないなど、鑑定作業が不適切であったものが7件確認された。
- 25件のうち12件については、対象職員の鑑定による捜査への影響は確認されなかった。（12件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）
残りの13件については、対象職員の鑑定によって捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。（13件のうち6件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

(2) 時効が成立している事件に関する鑑定（9件）

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が鑑定結果の回答を行っていないなど、鑑定作業が不適切であったものが2件確認された。
- 9件のうち3件については、対象職員の鑑定による捜査への影響は確認されなかった。（3件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）
残りの6件については、対象職員の鑑定によって捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。（6件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

公判への影響の確認結果

鑑定結果が検察庁に送致されていると認められる25件のうち確認中であった7件について、検察庁において公判に使用されておらず、公判への影響がないことが確認された。

行政上の支障の確認結果

行政目的で行われる身元確認に支障が生じていないか確認中であった3件について、対象職員による鑑定の実施状況等を確認した結果、対象職員による鑑定により、支障が生じていることは確認されなかった。

資料一覧

○ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の捜査・公判への影響の確認状況	
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回中間報告（令和7年11月27日）において、捜査・公判への影響等について確認中としていたもの ・ 対象職員によるDNA型鑑定の実施状況について確認した事項
1-2	捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】①
1-3	捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】②
1-4	捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】③
1-5	捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】④
1-6	捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】⑤
1-7	捜査への影響の確認結果【時効が成立している事件に関する鑑定】①
1-8	捜査への影響の確認結果【時効が成立している事件に関する鑑定】②
1-9	公判への影響の確認結果
1-10	行政上の支障の確認結果
1-11	総括①
1-12	総括②
○ 別紙1	捜査中の事件に関する鑑定25件の確認結果
○ 別紙2	時効が成立している事件に関する鑑定9件の確認結果
○ 参考資料	佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の分類表のうち、前回中間報告から更新したもの（「1-2 捜査中の事件に関する鑑定（25件）」、「1-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：3件）」、「1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：6件）」）

前回中間報告（令和7年11月27日）において、捜査・公判への影響等について確認中としていたもの

【捜査への影響】

注：1通の鑑定囑託書を受けて行った鑑定を1件とする。

下記の2点については、「本件不適切な取扱いを行った職員（以下「対象職員」という。）によるDNA型鑑定の実施状況」の確認結果を踏まえて確認することが必要であったことから、前回中間報告においては確認中としていた。

- 対象職員によるDNA型鑑定のうち、「捜査中の事件に関する鑑定」25件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか 【前回中間報告資料2-3】
- 対象職員によるDNA型鑑定のうち、「時効が成立している事件に関する鑑定」9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか 【前回中間報告資料2-4】

【公判への影響】

下記の対象職員によるDNA型鑑定については、検察庁に、鑑定結果の送致を受けているかや公判において使用していないかについて確認中であったことから、公判に影響を与えていないかについて、前回中間報告においては確認中としていた。

- 「犯人を検挙している事件に関する鑑定」 3件 【前回中間報告資料2-2】
- 「時効が成立している事件に関する鑑定」 3件 【前回中間報告資料2-4】
- 「被害者のDNA型を確認するための鑑定」 1件 【前回中間報告資料2-5】

【行政上の支障】

下記については、「対象職員によるDNA型鑑定の実施状況」の確認結果を踏まえて確認することが必要であったことから、前回中間報告においては確認中としていた。

- 対象職員によるDNA型鑑定のうち、未発見の行方不明者1名に関連する「行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定」3件について、行政目的で行われる身元確認に支障が生じていないか 【前回中間報告資料2-9】

対象職員によるDNA型鑑定の実施状況について確認した事項

【再鑑定を実施したもの】

- 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定（対象職員による鑑定後の残余資料について佐賀県警察が行った鑑定）について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

【再鑑定を実施していないもの】

- 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】①**○ 捜査中の事件に関する鑑定 25件 【前回中間報告資料2-3】**

「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて、確認した結果は別紙1のとおりであり、25件のうち12件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。(12件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)

残りの13件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。(13件のうち6件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)

なお、25件の鑑定が行われた25の事件のうち10の事件(※1)については、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていないものであった。

〔※1 捜査への影響が確認されなかった鑑定に関する事件 7事件(分類表番号【1-2】2、10、13、15、20、23、25)
捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった鑑定に関する事件 3事件(分類表番号【1-2】7、17、21)〕

別紙1の要旨は以下のとおり。

(対象職員による鑑定で、DNA型が検出されたもの 8件)**▷ 再鑑定を実施したもの 5件****(1) 再鑑定で、対象職員による鑑定結果と同じDNA型を検出したもの 1件**

- 再鑑定でも対象職員による鑑定と同じDNA型が確認されており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果は正しいものと認められた。
- 対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

(2) 再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの(※2) 2件

- 鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得るところであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
- 対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

〔※2 対象職員による鑑定ではすべての座位でDNAの型が検出されていたが、再鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されていなかった。ただし、再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型とすべて一致。〕

捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】②

(3) 再鑑定で、DNA型が検出されなかったもの 2件

- 鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定でDNA型が検出されないことはあり得ることであるところ、確認結果からは、対象職員による鑑定と再鑑定で異なる資料を鑑定したと認められる点はなく、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
- 対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

▷ 再鑑定を実施していないもの(※) 3件

- 対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
- 対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

[※ 鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの2件]

捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】③

(対象職員による鑑定で、DNA型が検出されなかったもの 17件)

▷ 再鑑定を実施したもの 14件

(1) 再鑑定で、DNA型(全座位)を検出したもの 1件

- 対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。
- 再鑑定で検出されたDNA型は、
 - ・ 被疑者でないことが捜査により判明している人物のDNA型と一致するものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちにつながるものではなく、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

(2) 再鑑定で、DNA型(一部の座位)を検出したもの 2件

- 対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。
- 再鑑定で検出されたDNA型の1件(分類表番号【1-2】9)は、
 - ・ 複数人のDNAが混合しており、直ちに個人を特定できないものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちにつながるものではなく、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。
- 残りの1件(分類表番号【1-2】13)は、
 - ・ 個人のDNA型のうち一部の座位を検出したものであり、対象職員による鑑定では検出されていないことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていた可能性が認められたが、警察庁のDNA型データベースを確認したところ、当該DNA型に一致する人物のDNA型は登録されておらず、結果として、実際には捜査への影響は生じていなかったことが確認された。

捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】④

(3) 再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの 11件

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかったもの 4件
 - ・ 再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。
 - ・ 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(資料1-4参照)ことや、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。

- 対象職員が鑑定資料の検査を行っていないことが確認されたもの 6件
 - ・ 対象職員が鑑定資料の検査を行っておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であった。
 - ・ 6件のうちの1件(分類表番号【1-2】25)は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。
 - ・ 残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定資料の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性もあることから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。

- 対象職員による鑑定において、微量ではあるがヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていたもの 1件
 - ・ ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であった。
 - ・ 再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が定量検査後の検査を行っていれば、その際にDNA型を検出できた可能性もあることから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。

捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】⑤

▷ 再鑑定を実施していないもの(※) 3件

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。
- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(資料1-4参照)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。

[※ 鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの1件]

捜査への影響の確認結果【時効が成立している事件に関する鑑定】①

○ 時効が成立している事件に関する鑑定 9件 【前回中間報告資料2-4】

「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて、確認した結果は別紙2のとおりであり、9件のうち3件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。（3件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

残りの6件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。（6件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。）

なお、9件の鑑定が行われた9の事件のうち2の事件（※1）については、DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されていた。

〔※1 捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった鑑定に関する事件 2事件（分類表番号【1-3①】2、【1-3②】6）〕

別紙2の要旨は以下のとおり。

（対象職員による鑑定で、DNA型が一部検出されたもの 2件）

▷ 再鑑定を実施したもの 1件

（1）再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの（※2） 1件

○ 鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることや、対象職員の鑑定と再鑑定のいずれかでしか型が検出されていない座位があることはあり得るところ、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致しており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

○ 対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

〔※2 対象職員による鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されておらず、再鑑定においてもすべての座位のDNAの型は検出されていなかった。その結果、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれにおいても型が検出されている座位、対象職員の鑑定でしか型が検出されていない座位、再鑑定でしか型が検出されていない座位がそれぞれ確認された。ただし、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致。〕

▷ 再鑑定を実施していないもの（※3） 1件

○ 対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

○ 対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

〔※3 鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件〕

捜査への影響の確認結果【時効が成立している事件に関する鑑定】②

(対象職員による鑑定で、DNA型が検出されなかったもの 7件)

▷ 再鑑定を実施していないもの(※) 7件

(1) 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかったもの 5件

- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。
- 対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(資料1-4参照)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。

(2) 対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータが、鑑定機器に保存されていたが、捜査書類等からは当該結果を嘱託所属に回答していることが確認されなかったもの 1件

- 鑑定機器に保存されていた対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータについて、嘱託所属に回答しておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であった。
- 当該データは、被害者のDNA型に一致するものであり、被疑者の判明につながるものではなく、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響は確認されなかつた。

(3) 対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていたもの 1件

- ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であった。
- 対象職員が定量検査後の検査を実施した場合にDNA型が検出された可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかつたことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。

[※ 鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかつたもの7件]

公判への影響の確認結果

前回中間報告では、公判に影響を与えていないかについて確認中としていた7件の対象職員による鑑定について、検察庁から回答を受け、公判への影響を確認した結果は次のとおりであった。

○ 犯人を検挙している事件に関する鑑定 3件 【前回中間報告資料2-2】

【確認結果】

- ▷ 3件のうち2件(分類表番号【1-1①】2及び3)は、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。
- ▷ 残りの1件(分類表番号【1-1①】7)は、検察庁から家庭裁判所に送致(※)されていた。
(※ 家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。)

【公判への影響】

- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果が公判に使用されていないことが確認された2件について、公判への影響はないことが確認された。
- ▷ 検察庁から家庭裁判所に送致された1件については、家庭裁判所から、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかったため、審判への影響を確認することはできなかった。

○ 時効が成立している事件に関する鑑定 3件 【前回中間報告資料2-4】

【確認結果】

- ▷ 3件について、いずれも検察庁に鑑定結果が送致されていることが確認された。

【公判への影響】

- ▷ 3件のうち2件(分類表番号【1-3①】1及び3)については、時効に伴い送致されたものであり、公判への影響はないことが確認された。
- ▷ 残りの1件(分類表番号【1-3①】2)については、当該鑑定を実施した事件の時効に伴ってではなく、関連事件と思料される同種事件の関連書類として送致されたものであり、公判に使用されておらず、公判への影響はないことが確認された。

○ 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件 【前回中間報告資料2-5】

【確認結果】

- ▷ 本件について、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。

【公判への影響】

- ▷ 本件について、公判への影響はないことが確認された。

行政上の支障の確認結果

○ 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 3件 【前回中間報告資料2-9】

行政目的で行われる身元確認に支障が生じていないかについて、確認した結果は次のとおりであった。

【対象職員による鑑定の実施状況の確認結果】

▷ これら3件については、再鑑定を実施していない(※)が、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

(※ 鑑定資料が全量消費されていたもの2件、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)

【行政上の支障】

▷ 対象職員による鑑定により、「行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定」に支障が生じていることは確認されなかった。

総括①

▷ 佐賀県警が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員によるDNA型鑑定を基にした警察活動等により、捜査・公判に下記のような影響が生じていないかを確認した結果をとりまとめると、次のとおりである。(表中赤字の部分は、前回中間報告資料2-10からの変更点)

(捜査への影響)

A-1 「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか

(公判への影響)

B 公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか

(行政上の支障)

C 行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか

	(捜査への影響)		(公判への影響)	(行政上の支障)
	A-1	A-2	B	C
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定(72件)				
① 検挙事件(38件)	影響なし(38件)	—	影響なし(38件)	—
② 捜査中(25件)	影響なし(25件)	影響なし(12件(不適1件)) 影響不明(13件(不適6件))	—	—
③ 時効(9件)	影響なし(9件)	影響なし(3件(不適1件)) 影響不明(6件(不適1件))	影響なし(9件)	—
II 被害者のDNA型を確認するための鑑定(1件)				
	影響なし(1件)	—	影響なし(1件)	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いのある死体)の事件性の判断や身元の確認するための鑑定(28件)				
① 事件性の確認(21件)	影響なし(21件)	—	—	—
② 身元の確認(7件)	影響なし(7件)	—	—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定(19件)				
	—	—	—	支障なし(19件)
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定(10件)				
	—	—	—	支障なし(10件)

注：A-2中の「不適」は、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であったものの件数

総括②

- ▷ 対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っていないものが確認されたことから、こうしたものの有無も含め、引き続き、対象職員による鑑定の実施状況の確認を進めていく。
- ▷ これまでの確認結果においては、先般発出した通達で指示した再発防止策(※)により防止できないような事案は認められないことから、引き続き、これらの徹底を図っていく。

※ 「鑑定における不正を防止するための対策について(通達)」(令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号)において指示した事項

- 警察署との連絡窓口の設置等
- 鑑定作業の複数人によるチェック
- 日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握
- 分析結果の印刷物への分析月日の明示
- ログ等の検証
- 業務量の調整
- 決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認
- 身上把握の徹底
- 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底
- マネジメント教養の機会の提供

※ 確認の内容

- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○ 捜査中の事件に関する鑑定 25件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出あり 8件		再鑑定で、対象職員による鑑定結果と同じDNA型を検出したもの 1件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○再鑑定でも対象職員による鑑定と同じDNA型が確認されており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果は正しいものと認められた。</u> ○ <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	【1-2】 2
	再鑑定を実施したもの 5件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (対象職員による鑑定ではすべての座位でDNAの型が検出されていたが、再鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されていなかった。ただし、再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型とすべて一致。)	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得ることであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○ <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	【1-2】 15, 24
		再鑑定で、DNA型が検出されなかったもの 2件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定でDNA型が検出されないことはあり得ることであるところ、確認結果からは、対象職員による鑑定と再鑑定で異なる資料を鑑定したと認められる点はなく、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○ <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	【1-2】 20, 23
		再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの2件)	3件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	○ <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○ <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出なし 17件	再鑑定を実施したものの 14件	再鑑定で、DNA型（全座位）を検出したもの 1件	○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。 1件	○対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、 <u>対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○再鑑定で検出されたDNA型は、 ・ 被疑者でないことが捜査により判明している人物のDNA型と一致するものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちにつながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	【1-2】 3
		再鑑定で、DNA型（一部の座位）を検出したもの 2件	○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。 2件	○対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、 <u>対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○再鑑定で検出されたDNA型の1件（分類表番号【1-2】9）は、 ・ 複数人のDNAが混合しており、直ちに個人を特定できないものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちにつながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u> ○残りの1件（分類表番号【1-2】13）は、 ・ 個人のDNA型のうち一部の座位を検出したものであり、対象職員による鑑定では検出されていないことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていた可能性が認められたが、警察庁のDNA型データベースを確認したところ、当該DNA型に一致する人物のDNA型は登録されておらず、結果として、実際には捜査への影響は生じていなかったことが確認された。</u>	【1-2】 9, 13
		再鑑定で、DNA型を検出できなかったもの 11件	○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。 4件	○再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、 <u>対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあること（資料1-4参照）や、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。</u>	【1-2】 5, 12, 14, 21
		再鑑定で、DNA型を検出できなかったもの 11件	○対象職員が鑑定資料の検査を行っていないことが確認された。 ○再鑑定は適切に実施されていた。 6件	○対象職員が鑑定資料の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○6件のうちの1件（分類表番号【1-2】25）は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u> ○残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定資料の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。</u>	【1-2】 4, 6, 7, 11, 19, 25
	再鑑定を実施していないもの （鑑定嘱託所において既に残余資料が保管されていないもの2件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの1件） 3件	○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 3件	○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、 <u>対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある（資料1-4参照）ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。</u>	【1-2】 1, 8, 18	

※ 確認の内容

- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量検査、電気泳動検査等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○時効が成立している事件に関する鑑定 9件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果		捜査への影響	分類表番号	
DNA型一部検出あり 2件	再鑑定を実施したもの 1件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (対象職員による鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されておらず、再鑑定においてもすべての座位のDNAの型は検出されていなかった。その結果、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれにおいても型が検出されている座位、対象職員の鑑定でしか型が検出されていない座位、再鑑定でしか型が検出されていない座位がそれぞれ確認された。ただし、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致。)	1件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることや、対象職員の鑑定と再鑑定のいずれかでしか型が検出されていない座位があることはあり得ることであるところ、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	【1-3①】 3
	再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)		1件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	1件	○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	【1-3①】 1
DNA型検出なし 7件	再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの7件)			○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いを確認されなかった。	5件	○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(資料1-4参照)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。</u>	【1-3①】 2 【1-3②】 2, 3, 5, 6
			○対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータが、鑑定機器に保存されていたが、捜査書類等からは当該結果を嘱託所属に回答していることが確認されなかった。当該データは、被害者のDNA型に一致するものであった。	1件	○鑑定機器に保存されていた対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータについて、嘱託所属に回答しておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○当該データは、被害者のDNA型に一致するものであり、被疑者の判明につながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	1件	【1-3②】 4
			○対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。	1件	○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○対象職員が定量検査後の検査を実施した場合にDNA型が検出された可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかったことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかった。</u>	1件	【1-3②】 1

1-2 捜査中の事件に関する鑑定（25件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	再鑑定		備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	窃盗事件	被疑者は、会社事務所に侵入し、物品を窃取したものである。					④
2	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。	○	○	○	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	⑥-2
3	非現住建造物等放火事件	被疑者は、建物の手すりや床等を焼損させたものである。		○	○	・鑑定資料からは、参考人のDNA型が検出された。	⑥-1
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		○			①
5	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		○			③
6	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		○			①
7	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	①
8	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。					③
9	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		○	○	・鑑定資料からは、複数人のDNA型が混合したDNA型が検出された。	⑥-1
10	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	③
11	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		○			①
12	窃盗事件	被疑者は、農作物を窃取したものである。		○			⑥-3
13	器物損壊事件	被疑者は、ドア等に尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		○	○	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	⑥-1
14	邸宅侵入事件	被疑者は、邸宅内に侵入したものである。		○			③
15	窃盗事件	被疑者は、被害者所有の物品を窃取したものである。	○	○	○	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	③
16	器物損壊事件	被疑者は、飲食店の容器に口を付けて使用不能にさせたものである。	○				②
17	器物損壊事件	被疑者は、ドアに尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	④
18	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物品を窃取したものである。					②
19	窃盗事件	被疑者は、ロッカーから、現金を窃取したものである。		○			①
20	詐欺事件	被疑者は、代金を支払わずに店舗のサービスを受けたものである。	○	○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	⑤
21	住居侵入事件	被疑者は、被害者が管理する敷地内に侵入したものである。		○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	③
22	器物損壊事件	被疑者は、屋外に設置された工作物を破壊したものである。	○				②
23	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、ドアに無色透明の液体様のものをかけたものである。	○	○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	⑤
24	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	○	○		③
25	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。		○		・被疑者はDNA型鑑定以外の捜査で判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない。	①

(注)番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの。

1-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：3件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	再鑑定		備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	窃盗事件	被疑者は、船内の備品を窃取したものである。	○				③
2	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。				・DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されている。	③
3	強盗致傷事件	被疑者は、被害者のバッグを強取し、被害者を負傷させたものである。	○	○	○		③

(注)番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの。

1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：6件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	再鑑定		備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。					③
2	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、現金を窃取したものである。					③
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。					⑥-4
4	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	※（注2）			・鑑定資料からは、被害者のDNA型が検出された。	⑥-4
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、店舗内に侵入し、現金等が入っている備品を窃取したものである。					③
6	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。				・DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思量される同種事件の被疑者は検挙されている。	③

(注1)番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの。

(注2)前回中間報告における捜査書類等の確認からは、対象職員による鑑定によりDNA型が検出されていることが確認されなかったが、「対象職員によるDNA型鑑定の実施状況」の確認の結果、DNA型が検出されたことを示すデータが鑑定機器に保存されていた。